

『災害等債務整理ガイドライン 新型コロナ追加の課税関係照会』

国税庁は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の調停条項に従い債権放棄が行われた場合の課税関係に関する事前照会に対して文書で回答した。

平成27年12月に「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が策定・公表した同ガイドラインはこのほど改正され、**東日本大震災の被災者及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者が適用対象として追加され特則が設けられた**。これらの対象債務者、及び対象債権者の課税関係について同研究会が照会し、以下の回答が示された。

感染症の影響を受けた債務者は、破産手続開始の原因となる「支払不能」又は「破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとき」と同様に資力を喪失している。特則に基づく債権放棄額(債権免除額)は、民事再生手続の対象となり得る者に対して、民事再生手続による債権の切捨額と同等の債務免除をするものと認められる。また、東日本大震災の被災者である債務者には、同ガイドラインに基づく調停条項により債権放棄・債権免除が行われる。従って、対象債権者の債権放棄で生じた損失は、放棄の日の属する事業年度で貸倒れとして損金の額に算入する。対象債務者の債務免除益は、総収入金額に算入しない。



『中小企業への働き方改革支援 日商がチェックシート作成』

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など働く人のニーズの多様化を受け、国としても各企業に対し生産性向上や就業機会の拡大、意欲や能力を存分に発揮できる環境整備を求めているところだ。

その一環として働き方改革の推進があるが、多くの中小企業においてはまだ十分に浸透していないのが現状だろう。実際、昨今のコロナウイルス感染症拡大に伴う企業業績の悪化もあり、十分に手が回らないのも事実だ。しかし、法律により定められている規定もあるため、事情の有無に関わらず当然に対応が求められることになる。

日本商工会議所は中小企業の働き方改革を支援するために「中小企業のための働き方改革10のチェックシート」を作成している。昨年4月から順次施行されている働き方関連法について各企業の対応状況を確認できるツールだ。「時間外労働の上限規制」「有給休暇の取得義務化」「同一労働同一賃金」などに関連する10項をチェックすることで自社の対応状況を確認できるようになっている。シートに掲載されたQRコードから厚生労働省の関連ホームページの参照も可能だ。

(https://www.jcci.or.jp/20201111_checksheetsjcci.pdf)



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます